

# 【投信調査室コラム】 日本版ISAの道 その4

「日本版ISAの道」は、近い将来「日本版529と日本版ジュニアISAの道」 につながり、さらに拡大していく可能性を持つ。

「家計からの成長マネーの供給拡大」が達成されていくことを強く期待する。

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

#### 日本版ISAが拡大する期待

2014年(平成26年)1月1日から始まる「日本版ISA(少額投資非課税制度、より正確には少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)」に注目が集まっている。 20歳以上の日本居住者が対象であり、すべての国民が対象と言う意味で国民皆(かい)制度となる(\*20歳以上の基準は毎年1月1日)。 国民皆制度の非課税制度と言うと思い出すのが、1964年4月から始まって、その後急拡大し、1988年4月に国民皆制度としては廃止された「マル優(少額貯蓄非課税制度)」である。 マル優と同様、日本版ISAも急拡大する可能性はあり、それもあってその目標が2020年までに25兆円と言うものになっていると思われる。 日本版ISAの目標「25兆円」は国内投信68兆円の約4割、外国投信6兆円の4倍以上に相当する(\*投信規模は2012年末の純資産、25兆円は2012年7月31日閣議決定の「日本再生戦略」より)。

#### 既に始まっている日本版ISAの道

日本版ISAが2014年1月1日から開始されると言っても、その3カ月前の2013年10月1日から「非課税適用確認書」の提出期間が始まり、その「非課税適用確認書」提出時に添付する住民票は2013年1月1日以降、入手可能となっているのだ。日本版ISAの口座開設期間は10年間であるが、これが3つの「勘定設定期間」に分けられており、第一期「勘定設定期間」(2014年1月1日~2017年12月31日の4年間)の為に必要な住民票の基準日が2013年1月1日ということである。 住民票で基準日2013年1月1日現在の住所地を証明するということであり、住民票の効果は最大5年間にもおよぶ(\*住民基本台帳法における情報の保有期間5年を踏まえたもの)。「勘定設定期間」内において、複数の金融機関で口座開設も出来ないし口座移管も出来ないこと、投資対象となる投信等の売却(解約)・分配で非課税枠が減少することを、よく認識しておきたい(\*特定口座は1人1金融機関1口座なので複数の金融機関に口座が開設出来るが、日本版ISAは1人1口座なので複数の金融機関に口座が開設出来ない)。 日本版ISAでは、特定口座と違って、4年近く1つの金融機関に固定されるのだ。 投資家も、金融・証券業界も、今一度、しっかりと日本版ISAを理解、適切な判断をしていきたいものである。ちなみに第二期「勘定設定期間」(2018年1月1日~2021年12月31日の4年間)の基準日は2017年1月1日、日本版ISA口座が恒久化されない場合に最後となる第三期「勘定設定期間」(2022年1月1日~2023年12月31日の2年間)の基準日は2021年1月1日となる。

日本版ISAの勘定設定期間と基準日

日本が成らいの時に出土日		
	勘定設定期間	基準日
1	2014年(平成26年)1月1日~ 2017年(平成29年)12月31日の4年間	2013年(平成25年)1月1日
	2018年(平成30年)1月1日~ 2021年(平成33年)12月31日の4年間	2017年(平成29年)1月1日
第三期勘定設定期間	2022年(平成34年)1月1日~ 2023年(平成35年)12月31日の2年間	2021年(平成33年)1月1日

(出所:「平成25年度税制改正の大綱」より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)



#### 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

ところで、今回の税制改正において、日本版ISAと共に「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」も導入が決まった。これは日本版ISAよりも早い2013年(平成25年)4月1日から始まり、2015年12月31日まで2年9カ月間続くもので、祖父母・父母(直系尊属)が孫(30歳未満)の教育資金の為に贈与すると1人1500万円まで贈与税非課税に出来るというもの(\*教育資金と言っても塾など学校以外は1人500万円となる)。これに「相続時精算課税制度」の1人2500万円を併用することで最大4000万円まで非課税となる計算だ(\*相続時精算課税制度も今回改正されており、60歳以上の祖父母・父母から20歳以上の孫・子への贈与を1人2500万円まで非課税としている。ただし一括でなく支払いのたび)。「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」は文部科学省が主管官庁となり、金融庁・経済産業省と共同で要望したものであり、重要な目的の一つは、日本版ISAと同じく「家計からの成長マネーの供給拡大」である(\*2012年9月7日の文部科学省「平成25年度税制改正要望項目」より)。 2013年4月1日からと言うことで、教育資金を預かって管理する事になる信託銀行を中心に日本版ISA以上に急ピッチで準備が進んでいる(\*信託銀行だけでなく銀行・証券会社も対象である)。

#### 「日本版529」へ繋がる期待

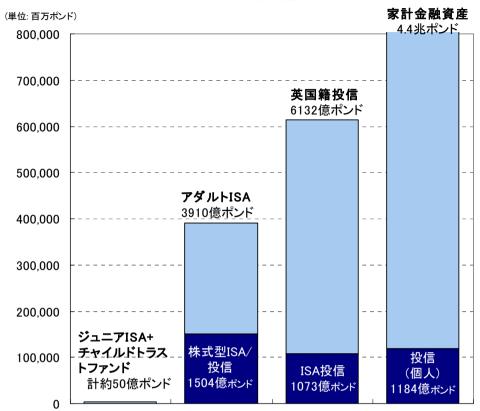
この「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」だが、「贈与税非課税」だけで、日本版ISAの様に「運用益非課 税」と言うものではない。 日本版ISAだけでも、贈与税基礎控除枠活用によって「運用益非課税」とする事も可能である (\*贈与税は年110万円の受取りまで非課税)。 だが、幼稚園から大学までの20年近くにわたり、オール公立で747万円、 オール私立(理系)で約2221万円と言う昨今の教育資金(平均)からすると、日本版ISAだけでは不十分と思われる(\*厚生 労働省「勤労者退職金共済機構」より)。 そこで今後、期待されているのが「個人奨学金口座」である(\*2012年6月21日 に開催された日本証券業協会「今後の社会構造の変化を見据えた証券税制等のあり方に関する懇談会」より)。 教育資 金について、5年分の贈与税基礎控除枠(年110万円の受取り)の前倒し利用に加え、運用益非課税となる制度である。 これは「日本版529」とも言われている通り、米国の529プランを範としている。 米国529プランは内国歳入法「529」条に より、1996年に運用時非課税・給付時課税の課税繰り延べで導入、2001年6月に運用益が連邦税完全非課税となった 高等教育資金積立制度である。 5年分の贈与税基礎控除枠(年1.1万 ギルの受取り)の前倒し利用も可能となっているほか、 州税が所得控除の対象となる場合も多い。 祖父母・父母が教育資金の為に作る口座で、一括でも積立でもよく、その上 限は1人運用益込みで20万㌔以上と言う州が多い様だ。 「授業料前払い(プリペイド)型」と「大学教育資金貯蓄(カレッ ジ・セービング・プラン)型|の2種類があり、前者は授業料を確定する公的性格が強く、後者が投信も可能な個人口座とな る。 後者の大学教育資金貯蓄型は、導入当初こそ少なかったが、現在は圧倒的に多く、1579億゚゚ム、約12兆円となって いる(\*授業料前払い型は211億゚ホ。、2012年6月末時点の米投信協会/ICIデータより)。 日本版ISAと「教育資金の一括 贈与に係る贈与税の非課税措置」の次として、日本版529に期待したい。

## 「ジュニアISA」と「アダルトISA」

ただ、日本版529は「日本版ジュニアISA」と言っても良さそうだ。 ISAの本家である英国には、2002年9月から2011年1月までに誕生した英国居住者を対象にする「チャイルド・トラスト・ファンド」と言う非課税口座(\*上限年3600英ポンド)と共に2011年11月から始まった「ジュニアISA」と言う18歳未満向け英国居住者向け口座がある(\*株式型と預金型で上限は各々年3600英ポンド)。 「チャイルド・トラスト・ファンド」を保有していない人を対象にしている。 「チャイルド・トラスト・ファンド」とジュニアISAだが、18歳になると、従来のISAに移管出来る。 「ジュニアISA」との比較において、従来のISAは「アダルトISA」とも言われ、18歳以上の英国居住者を対象とする(\*日本版ISAは20歳以上)。 「ジュニアISA」は「チャイルド・トラスト・ファンド」と合わせて50億英ポンド、約6500億円となっている(\*2012年4月5日時点の英国歳入税関庁/HMRCデータより)。 もちろん、従来の(アダルト)ISAと同様、投信も可能な口座であるが、英国では18歳未満まで「チャイルド・トラスト・ファンド」と「ジュニアISA」で、18歳以上になると従来のISA(アダルトISA)に移管される。 こうしてスムーズな形で、かつ、家族ぐるみで、資産運用版の「ゆりかごから墓場まで」が行われ、「家計からの成長マネーの供給拡大」に活かされている様である。



#### 英国の家計金融資産と投信とISA残高 (2012年4月5日現在)



※家計金融資産(全体)と(投信)、英国籍投信とISA投信は2012年3月末現在。

※株式型ISA/投信=ユニット・トラスト(契約型オープン・エンド・ファンド)+OEIC/オープン・エンド投資会社(会社型オープン・エンド・ファンド)+コーポレート・ボンド・ファンド+インベストメント・トラスト(会社型クローズド・エンド・ファンド)+ユーシッツ投信/UCITS funds(契約型/会社型オープン・エンド・ファンド)

(出所: 英国歳入税関庁/HM Revenue & Customs/HMRC、英国投資運用業協会/IMAより、国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

### 家計からの成長マネーの供給拡大の達成へ

日本で今、注目が集まっている「日本版ISAの道」も、近い将来「日本版529と日本版ジュニアISAの道」につながり、さらに拡大していく可能性を持っている。 今は日本版ISAであるが、その先も十分意識しながら、日本における日本版ISAの目的「家計からの成長マネーの供給拡大」が達成されていくことを強く期待する(\*目的は2012年9月7日の金融庁「平成25年度税制改正要望項目」より)。

以上

(投信調査室 松尾、窪田)

# 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISAに関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
- 〇本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- ○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
- 〇本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
- また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。